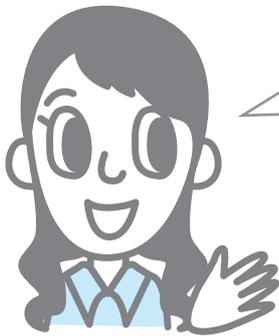


ト	放課後児童クラブ	平成19年度の入会申込みを受け付けます	1
ピ	12月4日～10日は「人権週間」	思いやりの心・かけがえのない命を大切に	2
ツ	子どもの病気のサインを見逃さないで	「病気かな？」と思ったときは…	4
ク	指定管理者を募集します	息郷地域総合センター	6
ス	消費生活相談コーナー	えっ、クーリングオフできない!?	8

## 平成19年度『放課後児童クラブ』入会申込みを受け付けます



市では、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校1～3年生までの児童を対象に、『放課後児童クラブ』を設置しています。  
平成19年度の入会申込みを下記のとおり受け付けます。  
入会を希望される方は入会申込書をご提出ください。

- 受付期間 11月27日(月)～12月8日(金)
- 対象児童 来年度に小学校1年生から3年生になる児童  
(平成10年4月2日～平成13年4月1日に生まれた児童)

### ●市内で開設している放課後児童クラブ

児童クラブの名称	小学校区	定員	電話番号	設置場所
まいはらっ子クラブ	米原	30	52-0737	米原小学校敷地内
大原児童クラブ	大原	30	55-1255	旧大原幼稚園(野一色1184)
山東東児童クラブ	山東東	10	55-0061	長岡保育園内
柏原児童クラブ	柏原	10	57-0077	柏原保育園内
近江げんきッズ坂田	坂田	40	52-4643	旧坂田診療所内(宇賀野)
近江げんきッズ息長	息長	10	54-8188	「行こ家のとせ」内(能登瀬)
伊吹児童クラブ	伊吹	10	090-5907-3479	伊吹小学校体育館内
春照児童クラブ	春照	20	090-5906-3728	春照小学校内

※上表は平成18年11月1日現在の開設状況です。定員および設置場所などについては変更になる場合がありますのでご了承ください。

### ●申込方法

各庁舎窓口またはこども課にある入会申込書に必要事項を書いてご提出ください。申込書は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。提出書類、部数についてはご家庭の状況によって異なりますので、下記までお気軽にお問い合わせください。

12月4日～10日は人権週間

# 思いやりの心・かけがえのない命を大切に

## 人権週間とは

国際連合では、1948年（昭和23年）の総会で『世界人権宣言』が採択されたことを記念し、1950年（昭和25年）に世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」として決めました。国際連合では、すべての加盟国にこれを記念する行事を毎年実施するように呼びかけています。法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年12月10日の人権デーを最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のため全国的な啓発活動を展開しています。

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、友だちと、みんなと、人権を考える一週間です。男女差別、障がい者差別、外国人差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を築きたいものです。そのためには、わたしたち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことがとても大切です。今一度、身近なことから人権を考えてみませんか。

## ひとりで悩まず、まずはご相談を！

いじめや体罰、児童虐待などの子どもの人権や、配偶者・パートナーからの暴力などの女性の人権をはじめ、あらゆる差別問題や家庭内、職場内、隣近所での問題などについての相談に応じています。

相談は人権擁護委員の自宅でも受けています。

お近くの人権擁護委員・法務局・市人権協働課まで、ご相談ください。

市内の人権  
擁護委員の  
みなさん  
(敬称略)

世山松堀古橋清江膽石稲一  
森本岡江野水竜吹河村  
久英高義香秀百秀陽邦了  
等子美明次正子合子憲子夫祐

## たとえばこんな相談

- ・離婚や扶養、相続など、家庭内での問題が起こった。
- ・近隣間の騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている。
- ・家主や地主から一方的に追い立てられている。
- ・外国人という理由でアパート等の入居を拒否された。
- ・体罰や「いじめ」を受けた。
- ・公務員による乱暴や不当な扱いを受けた。
- ・部落差別を受けた。
- ・子どもや高齢者が虐待を受けている。
- ・セクシュアル・ハラスメントを受けている。
- ・変なうわさを立てられ、名誉や信用を失った。など

人権に関する各種ご相談は、大津地方法務局人権擁護課、長浜・彦根・甲賀の法務局各支局でも受けていますので、お気軽にご利用ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

- 大津地方法務局長浜支局 ☎ 62-0565
- 大津地方法務局人権擁護課 ☎ 077-522-4673
- 子どもの人権110番 ☎ 0570-070-110
- 女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

※相談所開設情報は、ウェブサイトから見られます。

人権啓発活動ネットワーク協議会

<http://www.jinken.go.jp/>

●2006年人権週間協賛

## 人権尊重と部落解放をめざす 県民のつどい

▶とき 12月10日(日)9時40分～

▶ところ 県立文化産業交流会館

※駐車場がありませんので、自家用車でのご来場はご遠慮ください。

### ▶内容

- ・オープニング  
呉竹合唱団と手話サークル「もみじ」のみなさん
- ・意見発表『生命の証』米原市 曽我 朋子さん
- ・記念講演  
『歌うキネマ・砂の器』(一人芝居) 浪速の唄う巨人 趙 博さん
- ・人権コンサート  
『小さな手のひらコンサート』渡辺千賀子さん

参加無料

# 2006人権尊重と部落解放をめざす 市民のつどい

とき  
11月25日(土) 13時

ところ  
米原公民館 大ホール (下多良)

■ 記念講演 江森陽弘さん

『これからは人権習慣  
人権とは他人の心を大切にすること』



えもり ようこう  
江森 陽弘さん  
(ジャーナリスト)

1960年朝日新聞入社。社会部次長、週刊朝日副編集長、編集委員を経て1988年朝日新聞を退社。なお、朝日新聞編集委員を務めるかわら、「江森陽弘モーニングショー」のキャスターを兼務。現在、各地講演や執筆活動を精力的にこなし、ジャーナリストとして幅広く活躍中。

■ 人権作品発表  
■ アトラクション (双葉中学校吹奏楽部の演奏)

## 人権啓発パネル展

今年度、市内から募集しました人権作品によるパネル展を下記の会場、日程で開催しています。ぜひご覧ください。

- ・ 米原公民館  
11月15日(水) ~ 11月29日(水) 午前
- ・ 伊吹薬草の里文化センター  
11月29日(水) 午後 ~ 12月13日(水) 午前
- ・ ルッチプラザ  
12月13日(水) 午後 ~ 12月27日(水) 午前
- ・ 近江公民館  
12月27日(水) 午後 ~ 1月12日(金)

みんなのこころ  
元気になあれ!

## 人権クロスワードパズル & 人権クイズ

1	2	3	4	5
6	キ		7	8
			9	ウ
10	11		12	
13		14	ア	
	15	イ		16
17	エ			18
				カ

このち  
ア  
イ  
ウ  
エ  
オ  
カ  
キ

■ こたえ  
大切にしよう

■ 問題

クロスワードパズルに挑戦しながら、今一度人権について考えてみませんか。ア〜キを順に並べて言葉をつくってください。

### タテのカギ

- 滋賀県の鳥。
- 桃太郎のおとも鳥。
- 囲碁の言葉。将棋では詰め将棋。
- 雨後の〇〇〇〇。〇〇〇〇ごはんもおいしいです。
- 早く買いに行かないと〇〇〇〇になるよ。
- 漫画を描く人。
- 基本的〇〇〇〇の尊重。
- 冬の〇〇〇〇鍋。ちょうちんがついていることで有名です。
- 無駄をなくし、質素なこと。
- ♪〜世界に一つだけの〇〇。

### <応募の方法>

はがきに答え(ア〜キに読んだ1つの言葉)と、「住所・氏名・年齢及び人権について何か一言」を書き添えて、12月4日(月) [必着] までに下記まで送ってください。正解者の中から抽選により素敵な記念品を進呈します。なお、当選発表は記念品の発送をもって代えさせていただきます。

〒526-0031 長浜市八幡東町253番地4 大津地方務局長浜支局「人権クイズ係」

### 問題

1948年12月10日は、「世界人権宣言」が国際連合で採択された日です。これを記念して国際連合は、12月10日を「〇〇デー」と決めました。



A-KEN  
まもる君



A-KEN  
あゆみちゃん

はがきに、〇〇に入る漢字2文字(ひらがな・かたかなの場合は4文字)と、郵便番号、住所、氏名、年齢(差し支えない方のみ)、ご意見を記入の上、12月11日(月) (必着) までに下記まで送付してください。正解者の中から抽選で100人にオリジナルマグカップを進呈します。

なお、当選者の発表は記念品の発送をもって代えさせていただきます。

〒520-8516 大津市京町3丁目1-1  
大津地方務局・滋賀県人権擁護委員連合会  
「人権クイズ」係

また、このクイズには滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページからも応募できます。

ご応募の際に記入いただいた氏名、住所、連絡先等は、商品をお届けするため、また、お届けに必要な情報の確認のために利用し、そのほかの目的では利用しません。

お問い合わせ 総務部 人権協働課 (米原庁舎) ☎ 52-6629 ㊟ 52-4539



<発熱>

- ・生後3か月未満で38.0度以上の発熱のとき
- ・発熱があり、
  - ①ぐったりして元気がない
  - ②呼吸が荒く苦しそう
  - ③水分をうけつけない

<せき・息が苦しそう>

- ・ゼーゼー、ヒューヒューと呼吸困難をおこしている
- ・ケーンケーンと犬の遠吠えのような甲高いせきのとき
- ・一日中せきがでて、飲んだり食べたりできないとき

<けいれん・ひきつけ>

- ・5分以上続いて止まりそうにないとき
- ・意識がもどらないとき
- ・頭を打ったあとにひきつけたとき
- ・何度も繰り返してひきつけるとき
- ・嘔吐を伴うとき
- ・熱が出て、48時間以降にひきつけたとき

<下痢>

- ・下痢のほかに発熱や激しい嘔吐、腹痛、血便がでたとき
- ・下痢が激しく、嘔吐を伴い、水分をうけつけないとき
- ・下痢のうえに、とくに不機嫌でおしっこ量が減ってきたとき
- ・下痢のうえ、顔色が悪くけいれんがみられるとき

<吐く>

- ・高熱がでてぐったりしたとき
- ・意識がはっきりしないとき
- ・10~30分の間隔で激しく泣き叫び、血便がでるとき
- ・授乳後、噴水のように吐くのを繰り返したとき
- ・頭を打ったあとに吐くとき

<その他>

- ・理由なくむずかるとき など



かかりつけ医が開いているとき

かかりつけ医に電話してください。

●電話をする前に必要なことは...

子どもの状況を確認して、状況を伝えられる人が電話をしてください。

- ・熱
  - ・顔色
  - ・息はゼーゼー苦しそうか
  - ・食欲やミルクの飲み具合
  - ・肌の張り、尿は出ているか
  - ・便の状態・回数
  - ・嘔吐の回数・量
  - ・けいれんの様子・持続時間
  - ・機嫌
- など

アドバイスが必要なとき

<小児救急電話相談>

☎077-524-7856

土曜・日曜・祝日および年末年始/18時~23時

受診できる医療機関を知りたいとき

<救急医療情報案内>

自動音声で365日24時間案内できます ☎55-3799

救急車を呼ぶときは...

- ・ぐったりして元気がなく、意識がはっきりしていない
- ・けいれんが止まらない
- ・呼吸が弱く、止まりかかっている
- ・短い時間に容態が悪く変わっていく



119番に電話をすると...

- ①「火事ですか、救急ですか?」と聞かれます。  
→「救急です」と教えてください。
- ②「どうしましたか?」  
→症状をまとめて伝えてください。  
例)「息がつからそうで、ぐったりして返事をしません。」
- ③「住所とお名前は?」「電話番号は?」  
→携帯電話の番号でも大丈夫です。
- ④「場所は?」  
→例)「自宅です。」

異物を飲み込んだときの  
対応を相談できます

●大阪中毒110番

(365日 24時間対応)

☎ 072-727-2499

●つくば中毒110番

(365日 9時~21時対応)

☎ 029-852-9999

●タバコ専用電話

(365日 24時間対応、

音声ガイダンスによる情報提供)

☎ 072-726-9922

無料電話相談

●上手な受診を

1. 早めの受診を心がけましょう。  
日ごろから子どもの様子をよく観察して、診療時間内の早めの受診を心がけましょう。
2. 緊急時以外の時間外受診や、長電話での相談は、本当に重症の患者さんの手当てを遅らせる原因となる場合があります。診断を要する相談はどんな症状なのか、要点をまとめて簡潔に説明し、医師の指示をもらいましょう。
3. かかりつけ医をもちましょう。

インターネットでも医療機関を検索できます 携帯電話からも利用できます

滋賀県救急医療情報ネット <http://www.shiga.qq-net.jp/>

※ 二次元バーコードに対応した携帯電話をお持ちの場合は右記のバーコードからアクセスできます。





## お願い

### クリーンプラントからのお願い 家庭ごみの出し方について ～守ろう！こほくる～

一般家庭から出される「不燃ごみ」の中に、カセットテープやコタツ布団、衣類、段ボールや紙くず、汚れた発泡スチロールなどの可燃ごみや資源ごみが含まれています。各家庭に配布している冊子『こほくる～』に基づいた分別の徹底をお願いします。



#### <工事に伴うお願い>

最終処分場内副掘工事のため、特に11月中はクリーンプラントへの大型ダンプの出入りがあります。指定区間内では制限速度および出入口での一旦停止を遵守してください。

往路・復路とも指定された道路を通行し、荷台をシートで覆うなど、ごみの飛散防止措置を講じてください。

☎ 湖北広域行政事務センター  
クリーンプラント  
☎ 74-3377 ☎ 74-3376



## 相談

### 休日納税相談

納期限を過ぎてても市税の納付が困難な方で、平日に納税相談が受けられない方を対象に納税相談を行います。また、市税を納付することもできますので、平日に納付することが困難な方はぜひご利用ください。

日時▶11月26日(日) 9時～18時  
場所▶市役所税務課(近江庁舎)  
持ちもの▶印鑑(認印でも可)  
☎ 市 税務課(近江庁舎)  
☎ 52-1556 ☎ 52-8730

### 石綿業務に従事した 離職者に対する 無料健康診断事業

対象者▶石綿を製造し、又は取り扱う作業に従事して退職した方で、一定要件を満たしている方。  
受付期間▶11月17日(金)まで  
受付場所▶滋賀県内では…  
(財)近畿健康管理センター 滋賀事業部 ☎ 077-551-0500  
(財)滋賀保健研究センター ☎ 077-587-3588  
☎ 滋賀労働局労働基準部安全衛生課 ☎ 077-522-6650  
<http://www.zeneiren.or.jp/>  
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 農業所得 収支計算 記帳相談会を開催します

平成18年分から農業所得の申告は、すべて“収支計算方式”で申告いただくことになりました。確定申告までに「収支内訳書」がスムーズに作成できるよう下記のとおり相談会を開催します。

日時	対象学区	場所	時間
11月29日(水)	春 照	ジョイいぶき2階	午前の部 9時30分～11時30分
30日(木)	伊吹・東草野		
12月1日(金)	伊吹地域全学区	山東庁舎別館2AB会議室	午後の部 14時～16時
4日(月)	柏 原		
5日(火)	山東東・山東西		
6日(水)	大 原		
7日(木)	山東地域全学区	米原庁舎2A会議室	※開始時間30分前から受付を行います。開始時間までにお越しください。 ※原則、該当学区の相談日に来ていただきますようお願いいたします。
11日(月)	米 原		
12日(火)	息 郷・醒 井	近江庁舎2EF会議室	
13日(水)	息 長		
14日(木)	坂 田	米原庁舎2A会議室	
15日(金)	近江地域全学区		
21日(木)	米原地域全学区		

※事前に領収書や伝票をまとめ、項目ごとに計算し、「収支計算ノート」を作成しておいてください。  
※固定資産税については、市から5月中旬に配布した納税通知書をご確認ください。  
※相談会は個別相談ではなく全体会方式となります。収支計算ノートの必要な方は、税務課へご連絡ください。

#### ●持ちもの

1. 筆記用具
2. 電卓
3. 農業に係る出荷伝票、振込み明細書、領収書、預金通帳など収入・支出のわかるもの
4. 収支計算ノート(平成17年12月に市から農業組合長を通じて各農家へ配布済)
5. 農地や農業用施設に係る固定資産税の納税通知書(市から5月中旬に送付済)
6. 市から送付済の農機具などの減価償却の通知(平成18年中に農機具などを購入された方はその領収書)など

#### ●対 象

平成17年分まで農業所得標準で申告し、かつ平成18年中に農作物を販売・出荷し白色で申告される方です。

☆飯米(自家消費)のみ、飯米と贈答米のみ、飯米と縁故米のみなど農作物を販売・出荷していない方については申告の義務がありませんので、ご参加いただく必要はありません。

お問い合わせ 市民部 税務課 市民税係(近江庁舎) ☎ 52-1556 ☎ 52-8730



催促

## 伊吹山文化資料館 第60回企画展「お城の意匠」

～中井 均コレクション展～

各地のお城は、その地域のシンボルであり、まちづくりの重要な素材です。市内でも、京極氏館跡や鎌刃城跡などでふるさとの活性化を目指した積極的な取り組みがおこなわれています。

今回の展示では、駅弁や銘菓の包み紙、地酒、絵はがきなど、見るだけで全国のお城を旅した気分になれるお城のデザインを紹介しています。



会期▶11月11日(土)～12月24日(日)

※ 毎週月曜・11月24日休館

入館料▶大人100円、市内の小中生は無料

伊吹山文化資料館

☎ 58-0252

## きづき・きっかけ・きずな ボランティア2006

～つくろう、  
誰もが安心して暮らせるまちを！～

“全国ボランティアフェスティバルびわこ”でひろがったボランティア活動・市民活動が一層活性化することをめざして開催します。

日時▶12月3日(日) 10時～16時  
会場▶県立長寿社会福祉センター(草津市)

内容▶記念講演「いきいきとボランティア活動」津止正敏氏(立命館大学教授)、分科会

参加対象▶ボランティア活動や市民活動、NPO活動をしている方、または関心のある方ならどなたでも

参加費▶無料

定員▶記念講演400人、分科会500人

申込締切▶11月22日(水)

滋賀県社会福祉協議会

☎ 077-567-3924

☎ 077-567-5160

http://www.shigashakyo.jp

## 11月は賃金不払残業解消 キャンペーン月間

STOP! 賃金不払残業  
労使が協力しあい、解消しよう!

賃金不払残業(いわゆる「サービス残業」)の解消のためのキャンペーン活動として無料相談ダイヤルを実施します。

### 全国一斉無料相談ダイヤル

労働時間の適正化と賃金不払残業に関する相談に都道府県労働局の担当官が応じます。

全国一斉対応日時

11月23日(木) 勤労感謝の日  
9時～17時

☎ 0120-793-283

## 12月1日は環境美化の日

県下一斉清掃運動への

積極的なご参加を!!

美しい環境に包まれた住みよい郷土づくりを推進するため、県民総参加のもとに「環境美化の日」の12月1日を基準日とし、11月26日(日)から12月10日(日)までを県下一斉清掃運動の期間としています。

市では12月3日(日)を基準日に、琵琶湖岸や河川、公共施設など市内各地での清掃を実施します。地域での積極的なご参加をお願いします。

市環境保全課(伊吹庁舎)

☎ 58-2230 ☎ 58-1630

## 第1回米原市芸術展覧会表彰式 及び 作詞作曲部門最終審査発表会

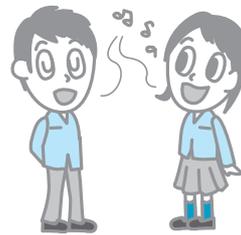
日時▶11月26日(日) 13時00分～

会場▶ルッチプラザ・ベルホール310

※各部門の表彰のほか、作詞作曲部門1次審査を通過した

7作品をコンサート形式で発表します。

市教委 文化スポーツ振興課(山東庁舎) ☎ 55-8106 ☎ 55-4040



## 息郷地域総合センター 指定管理者を募集します

市では、平成19年度から「息郷地域総合センター(三吉会館・息郷老人憩の家・息郷児童館)」の事業運営や施設管理にあたっていただく指定管理者を次のとおり募集しています。

- ①対象施設 1) 名称 息郷地域総合センター  
(三吉会館・息郷老人憩の家・息郷児童館)  
2) 所在地 三吉会館………(三吉1076番地)  
息郷老人憩の家………(三吉548番地)  
息郷児童館………(三吉544番地)
- ②応募期限 平成18年11月22日(水) 17時15分まで
- ③選考委員会 平成18年11月27日(月)  
(プレゼンテーション・申請書類により選考)
- ④募集要項 人権協働課までお問い合わせいただくか、市の公式サイト  
(http://www.city.maibara.shiga.jp) をご覧ください。

## 公の施設における指定管理者の候補者選考委員を募集します

- ①候補者を選考する公の施設  
息郷地域総合センター(三吉会館・息郷老人憩の家・息郷児童館)
- ②募集人員 3人
- ③応募資格 市内在住または在勤の満18歳以上の方  
\*ただし、高校生、国・県・地方公共団体の議員および常勤の公務員、本施設の指定管理者に応募する法人・団体の役員など利害関係のある方は応募することができません。
- ④申込方法 所定の応募用紙に必要事項をご記入の上、人権協働課まで提出してください。(応募者多数の場合は選考により決定します)  
応募用紙は人権協働課に設置のほか、市の公式サイトからダウンロードすることができます。
- ⑤申込期限 平成18年11月21日(火) 17時15分まで  
\*指定管理者の選考委員会は11月27日(月)に開催します。

市 人権協働課(米原庁舎) ☎ 52-6629 ☎ 52-4539

携帯電話の番号はそのままに携帯電話会社を変えられる!

## 携帯電話番号ポータビリティ(MNP)

10月24日スタート!

### ここがポイント! MNP

- POINT 1 現在契約している携帯電話会社が発行したメールアドレスは引継ぎできません。
- POINT 2 現在契約している携帯電話会社が提供しているサービス(料金プラン・割引サービス等)は解約とともに終了となります。
- POINT 3 コンテンツサービスプロバイダーが提供しているコンテンツや電子マネー等は引継ぎできない場合があります。
- POINT 4 年間契約等の割引サービスを契約している場合は、解約に伴い、別途費用が発生する場合があります。
- POINT 5 変更後の携帯電話会社から発売されている携帯電話機が必要となります。

MNPに関するお問い合わせは…

総務省 総合通信基盤局  
電気通信技術システム課番号企画室

☎ 03-5253-5859

Eメール bango@soumu.go.jp

広報サイト  
パソコンから

http://www.soumu.go.jp/joho\_tsusin/mnp/index.html

携帯電話から

http://www.soumu.go.jp/joho\_tsusin/mnp/i/





## お知らせ

### 11月の税等料金

～納税は便利な口座振替で～

- ▶ 国民健康保険税 第6期
  - ▶ 保育園保育料 11月分
  - ▶ 介護保険料 第6期
  - ▶ 水道料金 11月分  
(9-10月使用量を1/2したもの)
  - ▶ 下水道使用料 11月分  
・ 山東・伊吹・米原地域  
(9-10月汚水量を1/2したもの)  
・ 近江地域  
(8-9月汚水量を1/2したもの)
  - ▶ 下水道事業受益者負担金
- ※口座振替日・納期限 11月30日(木)
- 市 税務課 (近江庁舎)**  
☎ 52-1556 ☎ 52-8730

### 診療所の休診日について

次のとおり臨時休診いたします。  
近江診療所 11月28日(火)  
**市 近江診療所**  
☎ 54-2127 ☎ 54-2139

### 車両更新に伴い

### 古くなった消防車を売却します



売却物品▶ 消防ポンプ自動車1台  
(昭和62年式トヨタ)  
<見積書の提出について>  
提出場所▶ 契約管理課  
受付期間▶ 11月13日(月)～11月30日(木)  
17時15分まで  
提出方法▶ 持参または郵送(必着)  
※公用車売却説明書・見積書は、契約管理課のほか、各庁舎窓口で配付します。  
**市 契約管理課 (米原庁舎)**  
☎ 52-6781 ☎ 52-4447

### 第6回びわ湖男女駅伝大会 交通規制のお知らせ

7時50分にびわ湖ホール(大津市)をスタートし、ゴールの伊香体育館を目指して湖岸道路をランナーが走ります。

- 開催日▶ 11月19日(日)  
**米原市周辺の中継ポイントと通過予定時刻**  
◎ミシガン州立大学日本センター(彦根市) 11:27-12:05  
◎豊公園(長浜市) 12:00-12:42  
◎伊香体育館 13:05-13:54  
**市 県教委 スポーツ健康課内 駅伝実行委員会**  
☎ 077-528-4617  
☎ 077-528-4955

### 募集

### 「明るい選挙推進協議会委員」 を募集中

米原市選挙管理委員会では、本市における各種選挙が公明かつ適正に行われるよう「明るい選挙推進協議会」を設置します。明るい選挙推進運動の展開により、市民が政治に関心を持ち、市民の意思が選挙を通して政治に正しく反映されることを目的として、各種啓発活動や調査研究を実施していこうと考えています。明るい選挙推進運動が全市域での取り組みとして推進していけるよう、ご協力いただける方のご応募をお願いします。

募集要件▶ 市内に住所を有する20歳以上の方  
募集人員▶ 3人  
応募期限▶ 11月30日(木)  
応募方法▶ はがきかファックス、Eメールで「住所・氏名・電話番号」を添えて下記までお申し込みください。  
**市・市 選挙管理委員会事務局 (米原庁舎)**  
☎ 52-1552 ☎ 52-4447  
〒521-8501 米原市下多良3-3  
**Eメール** soumu@city.maibara.shiga.jp

### 市営住宅入居者募集

募集住宅▶ 西山団地(三吉地先) 1戸  
受付期間▶ 11月13日(月)～21日(火)  
8時30分～17時15分(土・日は除く)  
入居決定の時期▶ 12月中旬  
入居できる時期▶ 12月下旬  
申込方法▶ 建設課へ申込書を提出してください。届出は入居希望者ご本人または同居の親族に限ります。  
※申込書類は、建設課にて配布中です。  
**市 建設課 (近江庁舎)**  
☎ 52-6925 ☎ 52-8790

### 講座

### 滋賀県立大学移動公開講座 ～江戸時代の地震と近江国～

日時▶ 12月9日(土)13時30分～15時20分  
場所▶ 米原公民館  
講師▶ 滋賀県立大学人間文化学部講師  
東 幸代氏  
対象▶ 高校生以上  
参加費▶ 無料 定員▶ 80人  
申込締切▶ 11月27日(月)  
**市 滋賀県立大学交流センター**  
☎ 0749-28-8210  
☎ 0749-28-8473  
**Eメール** chiiki-grp@office.usp.ac.jp

### 英語講座受講生募集

～日本にいながら留学体験～

期間▶ 19年1月9日(火)～3月23日(金)  
会場▶ ミシガン日本センター  
①テーマ別コース・夜間コース  
(週2～4時間、40,000～80,000円)  
②集中コース(※入寮可)  
(月～金曜日・週10時間、135,000円)  
申込締切▶ 12月13日(水)  
**市 ミシガン日本センター (彦根市松原町)**  
☎ 0749-26-3400  
☎ 0749-24-9356  
<http://www.jcmu.net>

## 予告 パブリックコメント(市民意見)を募集します!

次の施策(案)について、市民の皆さんからのご意見や情報を募集します。

素案の名称	実施機関	担当課	連絡先
米原市学校給食運営基本計画	12月1日(金) ～1月4日(木)	教育総務課	☎ 55-8107 ☎ 55-4040 kyouiku@city.maibara.shiga.jp

### 素案の 閲覧方法と 市民意見の 提出方法

- 素案の閲覧場所  
市役所各庁舎情報プラザ・各行政サービスセンター窓口・各市立図書館・市公式サイト(ホームページ) <http://www.city.maibara.shiga.jp>
- 意見の提出方法  
閲覧場所への直接持参・郵送、FAX、Eメール
- 提出先 【郵便】〒521-0292 米原市長岡1206 米原市役所 教育総務課 あて  
【FAX・Eメール】上表の担当課連絡先まで

ご利用ください 相談窓口

- 犯罪被害者サポートテレホン ☎077-521-8341 (月～金 8時30分～17時15分) ※FAX・留守電での対応あり
●県民の声110番 ☎077-525-0110 (#9110) (月～金 8時30分～17時15分)
●暴力団追放ホットライン ☎077-527-2140 (月～金 8時30分～17時15分)
●NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター ☎077-514-1650 (日・水・金：13時～17時 土：10時～17時)
●米原警察署 警務課 ☎52-0110

被害者支援フォーラム

安全で安心な地域社会をつくるために、できることから始めてみませんか？

- とき 12月3日(日) 13時30分～
●ところ 大津市民会館 小ホール
●講演 「子どもの安全を守る」 ～悲劇を繰り返さないために～ 大阪教育大附属池田小児童殺傷事件遺族 本郷 紀宏 氏

お詫びと訂正

広報まいばら10月15日号の消費生活相談コーナーに掲載しました「ヤマトプロテック製エアゾール式簡易消火具」で、事故の危険性がある商品の「品質保証期間」に誤りがありました。お詫びして訂正します。
◎品質保証期間 2005年1月から2006年10月まで
◎品質保証期間 2005年1月から2005年10月まで

家の前を、「た〜けや〜、竿だけ〜」「2本で千円」とスピーカーで流しながら、物干し竿の販売車が通りかかりました。ちょうど新しい竿がほしいと思っていたところだったので、呼び止めました。ところが、2本で千円の竿は長持ちしないとのことで、「どうせ買うなら、ええの買っとかな損やぞ」と、竿2本と台とで12万6千円もする商品を勧められました。思いもよらぬ金額にびっくりし、「お金がないから買えない」と断りました。しかし、「お金がないんやったら一番安いのでいいから買え」と威圧的に言われ、恐くなって買ってしまいました。一番安いとはいえ、支払った金額は4万円。一晩考えましたが、やはり高すぎます。クーリング・オフしたいと思うのですが…。(N代 60代)

商品の説明にウソがあったり、買うまで帰ってくれなかったためにやむを得ず買ったたりしたような場合には、消費者契約法によって取り消しを主張することができます。しかし、通知するだけで契約が取り消しになるわけではありません。移動販売車は、わざわざ出かけなくても商品を買うことができ便利です。利用する場合は最初に価格を確認し、要らないときにはつきり断りましょう。
なお、販売員が庭先に入ってきて購入を勧めたような場合には訪問販売に該当するため、契約日を含めて8日間はクーリング・オフすることができます。

相談窓口のご利用

犯罪被害は、被害そのものへのショックはもちろんのこと、被害後に生じる不安感や恐怖感、不眠症などの諸症状(PTSD)など二次的被害も深刻です。

滋賀県警察では、被害に遭われた方やその家族からの相談をお受けするため、各種相

犯罪の被害に遭われた方へ

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間

ご存知ですか？ 犯罪被害給付制度

談窓口を設けています。悩みや苦しみをあなたと一緒に考えます。ひとりで悩まないで、ぜひご相談ください。

犯罪被害給付制度は、故意による犯罪行為により不慮の死を遂げた方の遺族や、重傷病や障害など重大な被害を受けた方に対して国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。
給付金についてのくわしい内容や、申請手続きなどについては、米原警察署警務課までお問い合わせください。

消費生活相談コーナー

困ったときは 米原市消費生活相談窓口へ (米原庁舎1階)

直通 ☎52-8088 受付 平日 9時15分～15時30分

えっ、クーリング・オフできない!? ③ 移動販売車を 呼び止めて買った「物干し竿」

通りがかった移動販売車を呼び止めて購入した商品はクーリング・オフすることができません。購入するときは販売価格を確かめて、必要がなければつきり断ることが大切です。

相談

竿だけ〜」「2本で千円」とスピーカーで流しながら、物干し竿の販売車が通りかかりました。ちょうど新しい竿がほしいと思っていたところだったので、呼び止めました。

答え

消費者が自分から移動販売車を呼び止めた場合、訪問販売とはならないため、クーリング・オフはできません。

N代さんは、移動販売車を呼び止めて物干し竿を買いました。買った時点で売買契約は成立しています。一旦契約が成立してしまつた後では、たとえ価格が高すぎると思つても一方的に解約することはできないのです。合意を求めて業者と話し合つてほしいです。